

アンケートから見た市民の気持ち

お母さんの一番の不安は「子どもを叱りすぎてる気がする」

「秋田市次世代育成支援に関するニーズ調査」平成16年2月

子育てに関して、日常悩んでいることや、特に不安に思っていることはどのようなことですか？就学前児童の家庭で



第1位：子どもを叱りすぎているような気がする...46.1%

第2位：子育てで出費がかさむこと...42.3%

第3位：病気や発育・発達に関すること...30.2%

第4位：自由な時間が持てず、仕事や自分のやりたいことが十分できないこと...29.8%

第5位：食事や栄養に関すること...28.4%

アルヴェの子ども未来センターには、多くのお母さんが子育て相談にやってきます



「叱る」「っっっ、悪いっっっ？」

「子どもを叱りすぎでは...」という不安を抱えているかたが実に多いことがわかりました。「つい、強く叱ってしまっ」「毎日叱ってばかり」。叱りすぎは悪いこと？ それとも当たり前？ みなさんの不安な「き・も・ち」に、ちょっとアドバイス。



怒らずに叱る。そして、いっぱいほめて！

子ども未来センター子育て支援担当 今井富代子さん



お母さんたちといろいろなお話をしますが、やはり「叱りすぎ」のことを心配しているお母さんは多いですね。特に疲れているとき、つい強く叱ってしまっようです。

子ども自身が、なぜ叱られたのか分かるような叱り方が肝心。怒って感情を爆発させると、子どもに恐怖心が残ってしまいます。「その時すぐに」「できるだけ短く」「怒らずに叱る」を心がけてください。叱った後のフォローも大切。「抱っこ」や「ナデナデ」でスキンシップをしながら、小さな心を癒してあげましょう。そして、叱ったときと同じくらいほめてあげることも大事なことです。『うまく叱るのはむずかしいです。疲れているときはなおさら。でも、お母さん、お父さん、がんばってくださいね。上手に叱って、そしていっぱいほめてあげてください。ちょっと疲れたとき、気分転換したいときは、気軽に子ども未来センターに遊びに来てください。一緒にお話をしましょう。悩み事の相談もできますよ。』

災害の救済制度

市では、今冬の豪雪をはじめ、災害で被害を受けたかたに対する救済措置や見舞金などの制度があります。申請方法など、くわしくは各担当課へお問い合わせください。

制度の名称と内容など		問い合わせ
被害証明書の発行 (り災証明書)	市の救済措置の申請、保険金・見舞金の請求などに使用します	防災対策課 TEL(866)2021
市・県民税の軽減 (雑損控除)	雪で損壊した住居や家財の撤去費用などを、税金算定の際に「雑損」として控除します(来年2月の市・県民税の申告時に受け付け)	市民税課 TEL(866)2055
固定資産税の減免	災害、または天候の不順により、著しく価値を減じた家屋・償却資産について、損傷の割合により、税額を減免します	資産税課 TEL(866)2836
国保税の減免	家屋や家財について、一定以上の損害を受けた場合、損害の程度に応じて国保税を減免します	国保年金課賦課担当 TEL(866)2099
国民年金の免除	天災や災害の影響で、国民年金を納付することが著しく困難になった場合、国民年金の納付を一定期間免除します	国保年金課国保年金資格担当 TEL(866)2097
医療費一部負担金の免除	災害などにより、世帯主が死亡したり、障害者となった場合や、資産に重大な被害を受け、または収入が著しく減少して医療費の一部負担金の支払いが困難になった場合、同負担金の支払いを一定期間免除します	国保年金課給付担当 TEL(866)2098
母子寡婦福祉貸付金	母子家庭や寡婦家庭のかたが、災害の被害を防止するために行う、住宅の補強費用などに低利子で貸し付けを行います(限度額150万円)	児童家庭課 TEL(866)2094
一般廃棄物の処分・ 処理手数料の減免	雪害で自己所有の一戸建て家屋が一部損壊した場合、その解体材の処理手数料を減免します	総合環境センター TEL(839)4816
雪害対策関連制度 資金	災害などで農業経営が困難になった場合、「秋田市農業経営安定資金」を活用した低利の融資を受けることができます	農林総務課 TEL(866)2115
災害弔慰金(※)	災害で死亡されたかたの遺族に対して弔慰金を支給します	福祉総務課 地域福祉推進室 TEL(866)2494
災害障害見舞金(※)	災害で重大な障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断など)が残ったかたに見舞金を支給します	
秋田市災害見舞金(※)	災害で死亡されたかた、または重傷(医師の治療を要した期間が30日以上で診断書を提出できるかた)を負われたかたの世帯、ならびに住家が全壊または半壊した世帯に見舞金を支給します(住家の場合は、全体の20%以上の被害等であることが条件となります)。支給額は、死亡10万円、重傷3万円、住家全壊5万円、住家半壊3万円です	

※今冬の豪雪による、災害弔慰金、災害障害見舞金、秋田市災害見舞金の支給については、6月30日(金)までに、福祉総務課地域福祉推進室へ申請してください。

5月26日は県民防災の日

昭和58年5月26日に発生した日本海中部地震から今年で23年。災害への備えは万全ですか？日ごろの備えが自分や家族の身を守ります。

わが家の安全チェック！

家屋やブロック塀の点検や補強、室内では家具類の転倒防止など、今一度確認してみましょう。

防災は“向こう3軒両隣り”から！

お年寄りや障害者などを助け、被害を最小限に抑えるため、地域の協力体制や自主防災組織を整えましょう。

3日分の食料や飲料水を備えましょう

食料や飲料水は3日分を準備しましょう。飲料水の目安は一人1日3ℓ。懐中電灯やラジオも忘れずに。

安否の確認は171ヘダイヤル

安否の確認には、「災害用伝言ダイヤル(171)」や携帯電話各社の「災害用伝言板」をご利用ください。

防災ビデオを貸し出します

防災知識の向上に役立つよう、町内会や各種団体へ無料でビデオを貸し出しています。詳しくはホームページで。<http://www.city.akita.akita.jp/city/gn/ds/>

問い合わせ 防災対策課tel(866)2021



13市の市長が協定書に調印

県内13市が災害時の協力体制を確認

市町村合併で新しい枠組みとなった県内13市の市長が集まり、4月26日、河辺のプラザクリプトンで「災害時における相互援助に関する協定書」の調印をしました。大規模災害が発生したときの都市間の協力体制が確認されました。